

第7期清水町障害福祉計画  
第3期清水町障害児福祉計画

2024年3月  
(令和6年3月)  
清水町



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1	障がいのある人を取り巻く現状	5
2	アンケート調査の概要	13

## 第3章 計画の基本方針

1	計画の基本方針	29
2	成果目標の設定（障害福祉計画）	31
3	成果目標の設定（障害児福祉計画）	37

## 第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策

1	障害福祉サービス	39
2	地域生活支援事業	44
3	障害児通所支援等	52

## 第5章 計画の推進にあたって

1	計画の周知	54
2	計画の推進体制の充実	54
3	関係機関との連携	54
4	計画の達成状況の点検及び評価	54

## 資料編

1	計画の策定経過	55
2	清水町障害者自立支援協議会委員名簿	56
3	用語解説	57

### ◎本計画書における「障害」の表記について

「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい」と表記しています。

### ◎本計画書における「障がい者」「障がい児」「障がい者等」とは

「障がい者」は18歳以上の障がい者を、「障がい児」は18歳未満の障がい児を、「障がい者等」は18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児をそれぞれ表すものとします。



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本町は、令和3年3月に「第5次清水町障害者計画」、「第6期清水町障害福祉計画」「第2期清水町障害児福祉計画」である「清水町障がい者いきいき共生プラン」を策定し、障害の有無に関わらず、地域での自立と社会参加の機会が確保されることをめざして、障害福祉施策を展開してまいりました。

近年、障がい者の高齢化、重度化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑化・多様化しており、わが町においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を通じて、「第5次清水町総合計画」で目指す「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」の実現に向けて、すべての人の快適なくらしを支える体制の充実を推進します。

令和3年5月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務となり、令和6年4月1日に施行されます。

このたび、「障害者総合支援法」に基づく「第6期清水町障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「第2期清水町障害児福祉計画」の計画期間が令和6年3月をもって終了することから、国の法制度改革の動向をはじめ、本町の障害福祉施策を取り巻く現状や課題を踏まえ、「第7期清水町障害福祉計画」「第3期清水町障害児福祉計画」を策定します。

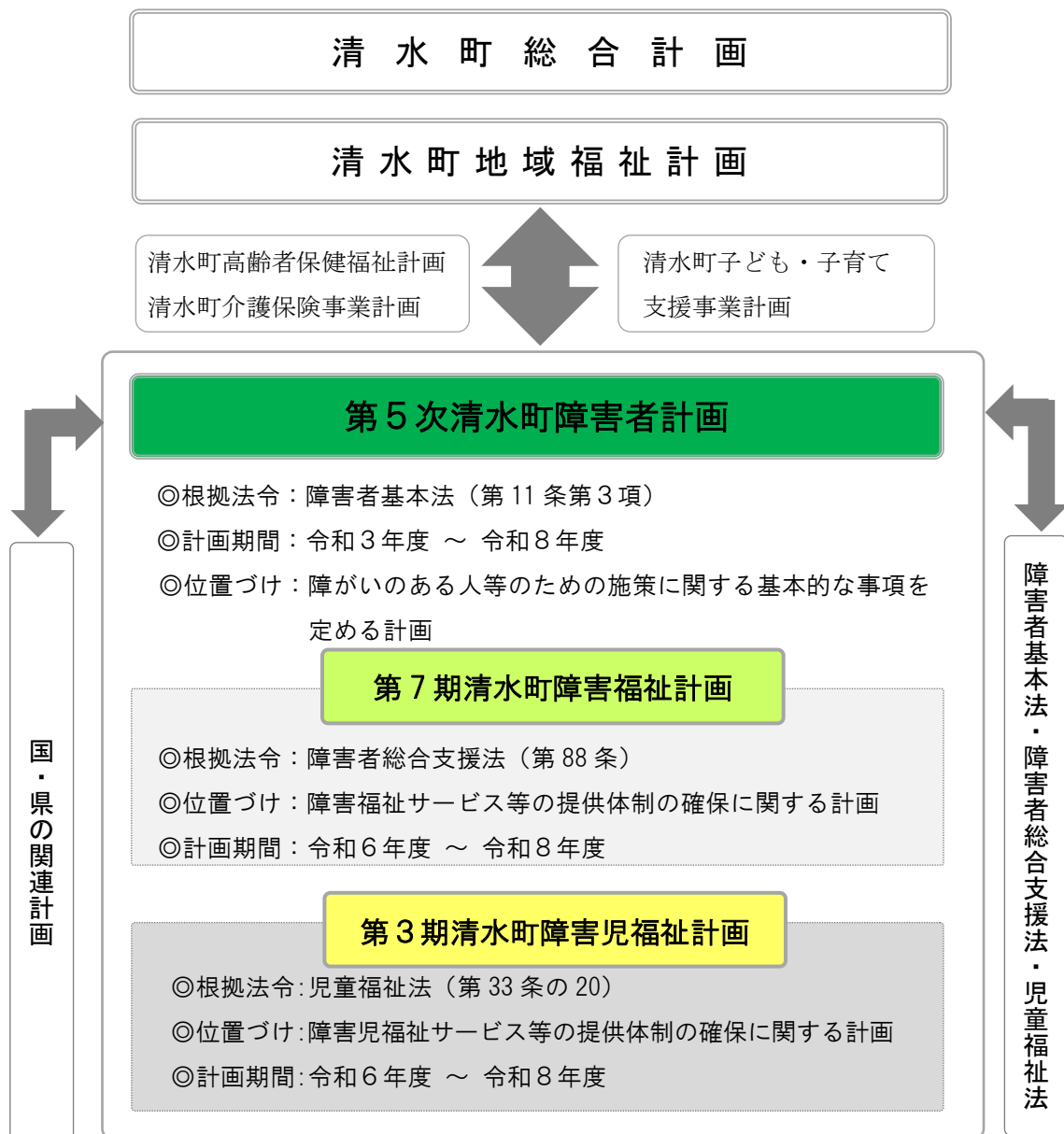


## 2 計画の位置づけ

### (1) 策定の根拠法令と他の計画との関係

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国が定めた基本指針に沿って各種障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策に関する計画を定め、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置づけられています。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、その内容について関係性が高いことから、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定により一体的に策定できるものとされており、本町では、「第 5 次清水町障害者計画」との整合性を図り、より効率的・効果的な障がい者及び障がい児支援のため、第 7 期清水町障害福祉計画」及び「第 3 期清水町障害児福祉計画」を一体的に策定します。



## (2) SDGs (持続化可能な開発目標) の推進

SDGsは、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

本計画においても、「第5次清水町総合計画」で掲げるSDGsの視点を加えたまちづくりと課題解決に向けた取組に合わせて、特別支援教育の充実や一般就労の促進、バリアフリーの推進等、地域や関係団体など社会における様々な担い手と連携しながら障がいのある人の自立と社会参加を支援するための施策に取り組みます。

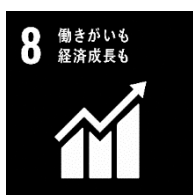
なお、本計画の推進に関わるSDGsのゴールは以下の通りです。



あらゆる年齢の、すべての人の健康的な生活を確保し、町の福祉を推進します。



包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。



包括的かつ持続可能な経済成長と、働きがいのある仕事や雇用機会を推進します。



あらゆる面での不平等を解消し、格差の是正に努めます。



すべての人にとって安全、強靱かつ持続可能な住み続けられるまちづくりを実施します。

### 3 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。また、計画の進捗状況については、定期的に調査、分析及び評価を行い必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

計画の期間

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
第5次障害者計画					
【令和3年度～令和8年度】					
第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
【令和3年度～令和5年度】			【令和6年度～令和8年度】		
第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		
【令和3年度～令和5年度】			【令和6年度～令和8年度】		

### 4 計画の策定体制

#### (1) 清水町障害者自立支援協議会の開催

自立支援協議会は、障害者総合支援法で障害福祉計画の進行管理組織として位置づけられています。本計画は、地域の福祉関係者、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者等により構成される「清水町障害者自立支援協議会」の意見を聴き、地域や当事者の現状に対して、より具体的な課題の把握・協議・検討を行い、計画策定に反映しました。

#### (2) 町民意見の聴取

計画策定において、当事者のニーズを十分に踏まえながら様々な意見を反映させるために、アンケート調査を実施して計画内容の検討を行いました。

また、パブリックコメントにより計画案に対する町民の意見を募集しました。





## 第2章

# 障がいのある人を取り巻く状況

## 1 障がいのある人を取り巻く現状

### (1) 人口の状況

2022年度（令和4年度）の人口をみると、31,820人となっており、微減傾向にあります。

年齢3区分人口をみると、2022年度（令和4年度）の0～14歳（年少人口）は12.4%となっており、年々減少していますが、65歳以上（老年人口）では、26.1%となっており、増加傾向にあります。

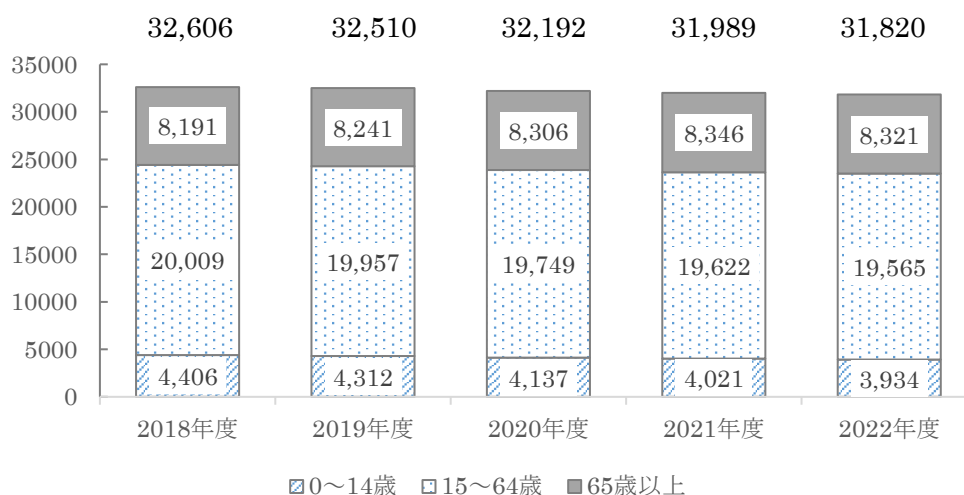
年齢3区分人口の推移

単位：上段/人、下段/%

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
計	32,606	32,510	32,192	31,989	31,820
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳 (年少人口)	4,406	4,312	4,137	4,021	3,934
	13.5	13.3	12.9	12.6	12.4
15～64歳 (生産年齢人口)	20,009	19,957	19,749	19,622	19,565
	61.4	61.4	61.3	61.3	61.5
65歳以上 (老年人口)	8,191	8,241	8,306	8,346	8,321
	25.1	25.3	25.8	26.1	26.1

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

年齢3区分人口の推移グラフ



## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

2022年度（令和4年度）末現在の身体障害者手帳所持者数は1,444人で、2018年度（平成30年度）末現在から70人増加となり、全体では1,400人前後で推移しています。また、等級別に見ると「1級」が570人と最も多く、次いで「4級」が331人、「2級」が230人となっており、「1級」と「2級」の重度の人が全体の55.4%を占めています。

一方、児童は、2022年度（令和4年度）末現在には全体で12人ですが、「1級」と「2級」の重度の児童数が全体の75.0%を占めていることから障害の重度化の傾向が見受けられます。

また、身体障害者手帳所持者を部位別に見ると、全体では肢体不自由が696人と最も多く、次いで内部障害が562人で、この2つの障害種別で全体の87.1%を占めています。

等級別・障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	2018年度 (平成30年度)		2019年度 (令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		
	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	
計	1,374	16	1453	15	1,441	14	1,439	14	1,444	12	
等級別	1級	561	9	607	9	605	9	581	9	570	7
	2級	217	2	224	2	220	1	222	2	230	2
	3級	175	4	186	3	179	3	179	3	184	3
	4級	298	1	309	1	308	1	327	0	331	0
	5級	64	0	65	0	64	0	64	0	63	0
	6級	59	0	62	0	65	0	66	0	66	0
障害別	視覚	74	2	81	2	79	2	81	2	79	1
	聴覚	74	2	76	2	79	1	82	1	87	1
	音言	19	0	20	0	19	0	20	0	20	0
	肢体	702	8	726	8	707	8	701	9	696	8
	内部	505	4	550	3	557	3	555	2	562	2

※児童数は全体の内数

資料：庁内資料（各年度末現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、2022年度（令和4年度）末現在には291人となり、2018年度（平成30年度）末現在から70人の増加となっています。区分別に見ると「A判定」が70人、「B判定」が221人で、「B判定」が全体の75.9%を占めています。

療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	2018年度 (平成30年度)		2019年度 (令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)	
	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童	全体	児童
A判定	58	18	59	18	60	18	63	18	70	21
B判定	163	52	183	61	196	63	215	71	221	73
計	221	70	242	79	256	81	278	89	291	94

※児童数は全体の内数

資料：庁内資料（各年度末現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、2022年度（令和4年度）末現在には210人となり、2018年度（平成30年度）末現在から32人の増加となっています。また、等級別に見ると「2級」が126人と最も多く全体の60.0%を占めており、次いで「3級」が70人、「1級」が14人となっています。

精神障害者保健福祉手帳の推移

単位：人

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
1級	13	15	14	13	14
2級	110	110	116	122	126
3級	55	60	68	73	70
計	178	185	198	208	210

資料：庁内資料（各年度末現在）

## (5) 障害福祉サービス等の状況

### ① 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況をみると、利用者数・サービス量（時間）ともに2021年度（令和3年度）から増加傾向で推移しています。

訪問系サービスの利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)	
	サービス量 (時間)	利用者数 (人)	サービス量 (時間)	利用者数 (人)	サービス量 (時間)	利用者数 (人)
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	953	37	1153	40	1,298	40

※2023年度（令和5年度）の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

### ② 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況をみると、2023年度（令和5年度）の就労移行支援と就労継続支援（A型）の1月当たりのサービス量が大幅に増加しています。

日中活動系サービスの利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)	
	サービス量 (人日)	利用者数 (人)	サービス量 (人日)	利用者数 (人)	サービス量 (人日)	利用者数 (人)
生活介護	857	42	991	47	951	49
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	20	1
自立訓練 (生活訓練)	104	4	0	0	0	0
就労移行支援	107	6	155	8	175	9
就労継続支援 (A型)	307	15	392	19	492	24
就労継続支援 (B型)	1523	83	1452	84	1,469	90

※2023年度（令和5年度）の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」

### ③ 療養介護の利用状況

療養介護の利用状況には大きな変化はありません。

療養介護の利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
療養介護	2	1	1

※2023年度(令和5年度)の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

### ④ 短期入所の利用状況

短期入所の利用状況を見ると、障害者支援施設を利用する「福祉型短期入所」のサービス量は大幅に増加しています。

短期入所の利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)	
	サービス量 (人日)	利用者数 (人)	サービス量 (人日)	利用者数 (人)	サービス量 (人日)	利用者数 (人)
福祉型短期入所	15	3	25	5	30	6
医療型短期入所	0	0	2	1	2	1

※2023年度(令和5年度)の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」

### ⑤ 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況を見ると、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加しています。

居住系サービスの利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
共同生活援助 (グループホーム)	28	33	34
施設入所支援	25	26	26

※2023年度(令和5年度)の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

## ⑥ 障がい児に係るサービス（通所系）の利用状況

障がい児に係るサービス（通所系）の利用状況をみると、児童発達支援のサービス量が大幅に伸びています。

障がい児に係るサービス（通所系）の利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 （令和3年度）		2022年度 （令和4年度）		2023年度 （令和5年度）	
	サービス量 （人日）	利用者数 （人）	サービス量 （人日）	利用者数 （人）	サービス量 （人日）	利用者数 （人）
児童発達支援	361	42	521	49	576	54
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	1,112	92	1,250	94	1,289	97
保育所等訪問支援	1	2	4	3	6	4

※2023年度（令和5年度）の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」

## ⑦ 計画相談支援（障害児相談支援含む）の利用状況

計画相談支援（障害児相談支援含む）の利用状況をみると、計画相談支援の利用者数が増加傾向にあります。

計画相談支援（障害児相談支援含む）の利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
計画相談支援	192	201	234
障害児相談支援	155	162	176

※2023年度（令和5年度）の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

## ⑧ 地域相談支援の利用状況

地域相談支援の利用状況をみると、特に増減はありません。

地域相談支援の利用状況（1月当たり）

項目	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

※2023年度（令和5年度）の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

資料①から⑧：庁内資料

## (6) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の利用状況をみると、移動支援事業及び日中一時支援事業の利用者数の増加に伴う利用時間が年々増加しています。

地域生活支援事業の利用状況

事業名		項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
1 相談 支援 事業	(1) 障害者相談支援事業	実施箇所数 (か所)	3	3	3
	(2) 地域自立支援協議会	実施回数 (回/年)	4	4	4
2	意思疎通支援事業	利用者数 (人/年)	6	5	5
		派遣回数 (件/年)	68	63	70
3 日常生活 用具給付等 事業	合計	給付等件数 (件/年)	194	169	168
	(1) 介護・訓練支援	給付等件数 (件/年)	3	3	2
	(2) 自立生活支援	給付等件数 (件/年)	6	3	2
	(3) 在宅療養等支援	給付等件数 (件/年)	5	4	2
	(4) 情報・意思疎通支援	給付等件数 (件/年)	5	2	2
	(5) 排泄管理支援	給付等件数 (件/年)	175	157	160
	(6) 住宅改修	給付等件数 (件/年)	0	0	0
4	手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/年)	3	2	14
5	移動支援事業	実施箇所数 (か所)	17	19	19
		利用者数 (人/月)	28	32	33
		利用時間 (時間/年)	2,428	2,438	3,200
6	地域活動支援センター事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	4	7	7
7	日中一時支援事業	実施箇所数 (か所)	17	19	22
		利用者数 (人/月)	20	23	25
		利用時間 (回/年)	4,547	4,980	6,320
8	訪問入浴サービス事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1
		利用者数 (人/月)	0	2	2
		利用回数 (回/年)	21	186	200

※2023年度(令和5年度)の利用状況は9月までの実績に基づく推計値

資料：庁内資料

## 2 アンケート調査の概要

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

「障がい者（児）福祉に関するアンケート調査」は、障がいのある方が地域で自立し、かつ、安心して生活できる環境づくりを進めるための「障害福祉計画・障害児福祉計画」を本町で策定するにあたり、基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ② 調査対象

清水町在住で障害者手帳を所持している方の中から 1,000 人を無作為抽出

#### ③ 調査期間

2023 年（令和 5 年）8 月 1 日から 2023 年（令和 5 年）8 月 18 日まで

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000	493	493	49.3%

※有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

#### ⑥ 報告書の見方

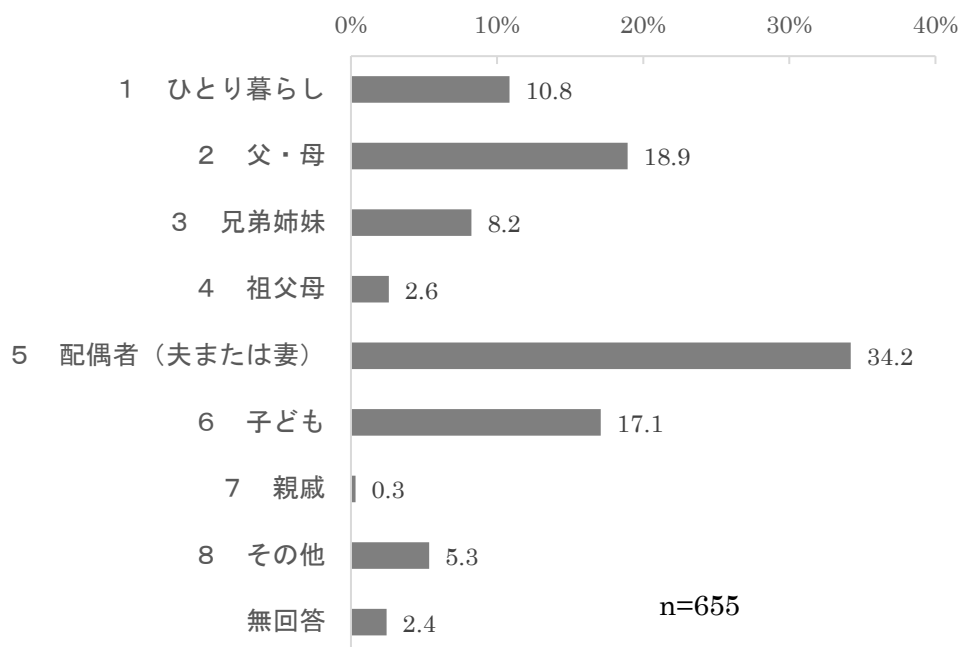
- (1) 「n」は各設問の回答者数を表しています。
- (2) 回答結果の割合「%」は、「n」を基数として算出し、それぞれの割合を小数点以下第 2 位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）の設問であっても、合計値が 100%にならない場合があります。
- (3) 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- (4) 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答結果の割合の合計値が 100%を超えることがあります。



## (2) 調査結果 (障がい者)

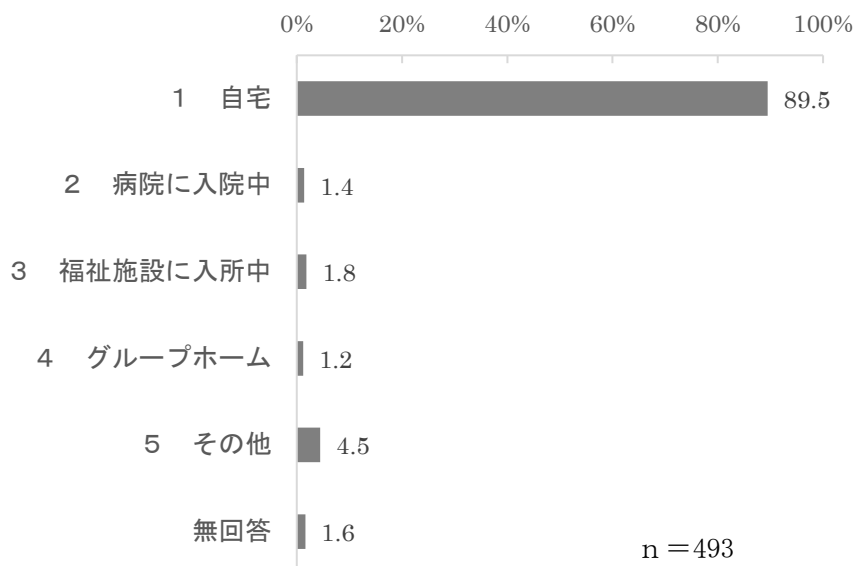
### ①一緒に暮らしている人 (複数回答)

一緒に暮らしている人では、「配偶者 (夫または妻)」が34.2%と最も多く、次いで「父・母」が18.9%、「子ども」が17.1%などとなっています。



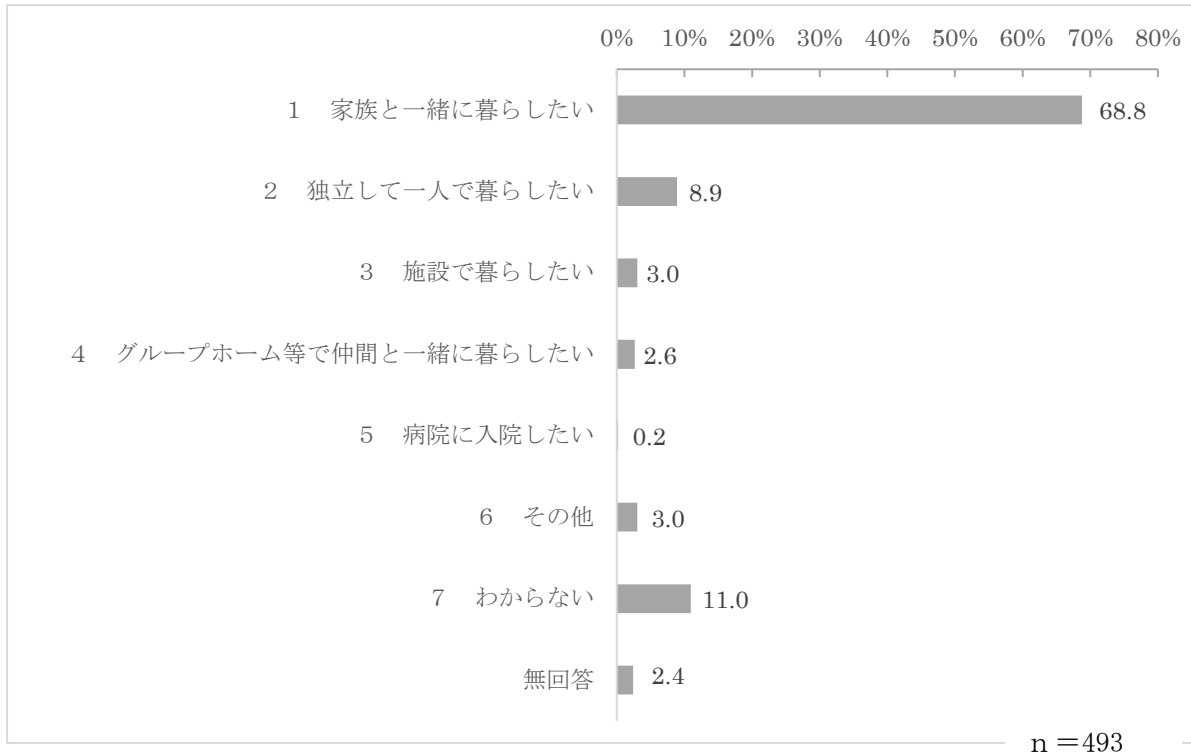
### ②現在の住まい (単数回答)

現在の住まいにおいては、「自宅」が89.5%と最も多く、次いで「福祉施設に入所中」が1.8%、「病院に入院中」が1.4%などとなっています。また、「グループホーム」が1.2%となっています。



### ③今後くらしたい場所（単数回答）

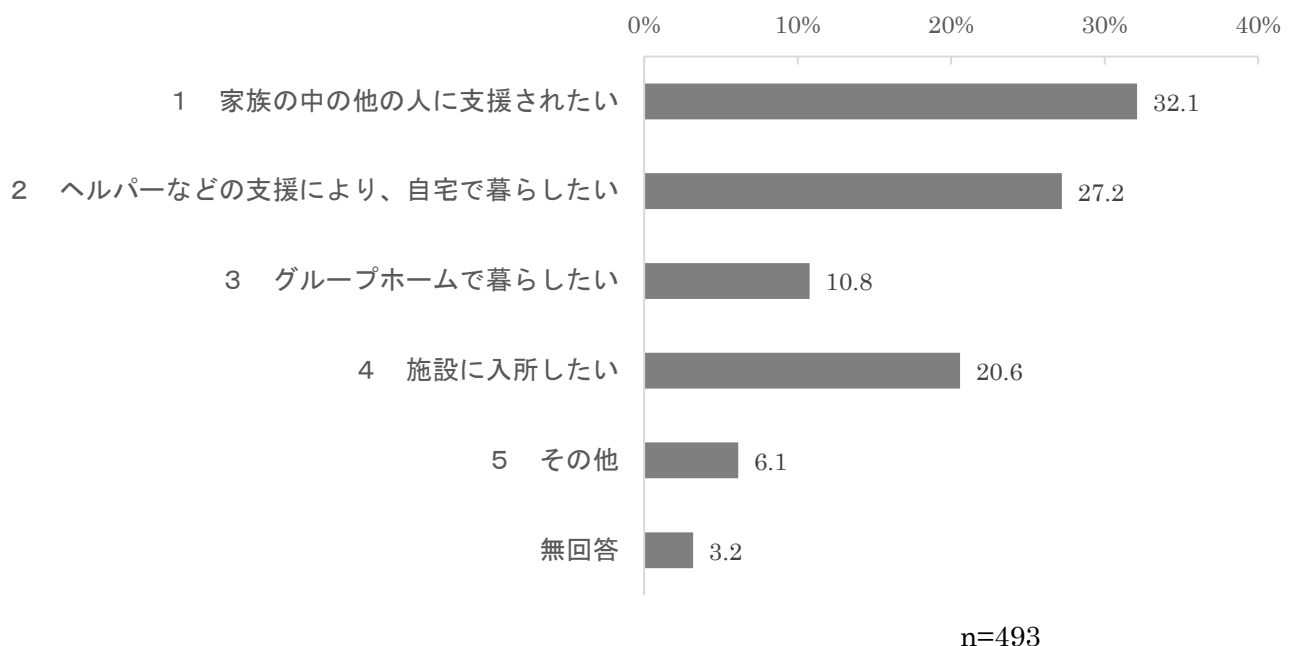
今後、暮らしたい場所については、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が全体で68.8%と最も高くなっています。



### 介助者が家族、親戚、知人等と回答した方のみ

#### ④将来支援してもらえなくなった場合の考え方（単数回答）

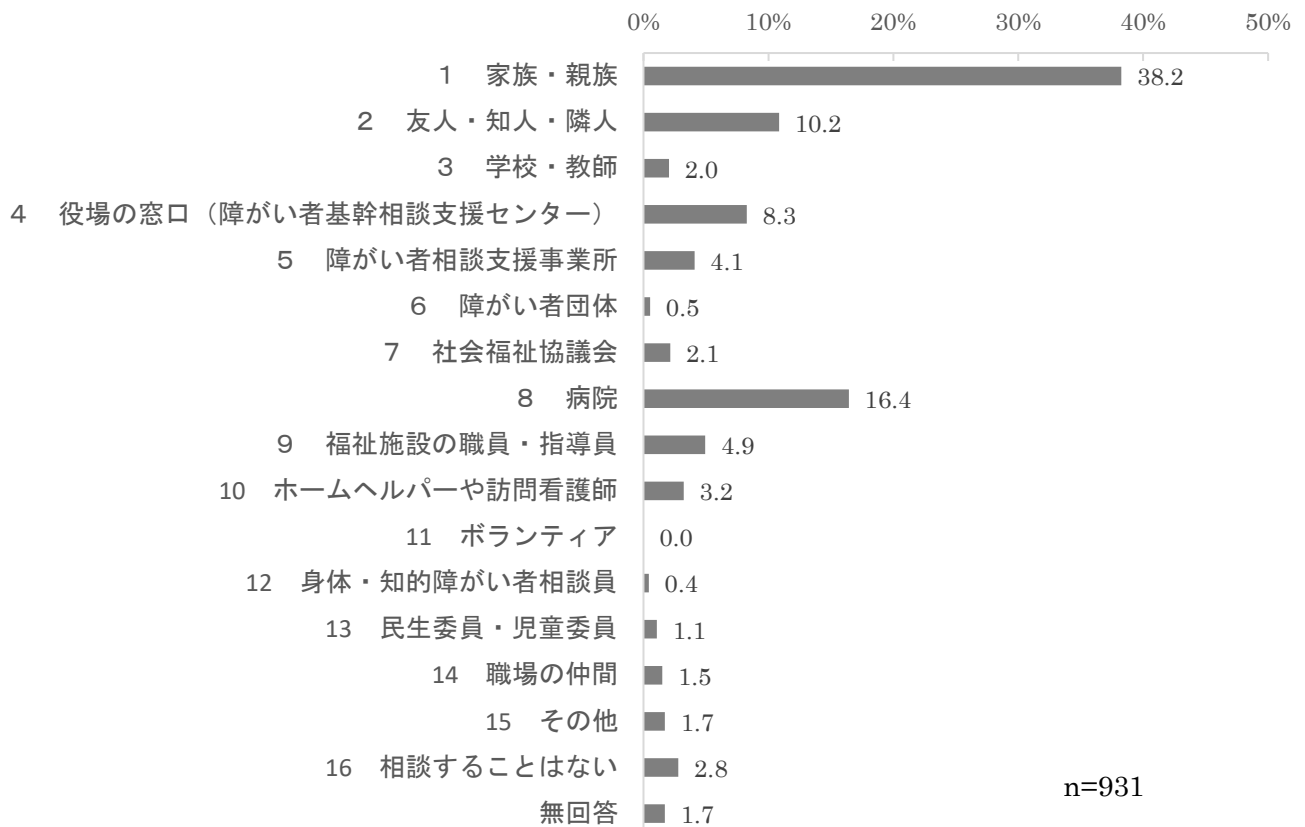
将来支援してもらえなくなった場合の考え方においては、「家族の中の他の人に支援されたい」が32.1%と最も多く、次いで「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」が27.2%、「施設に入所したい」が20.6%などとなっています。



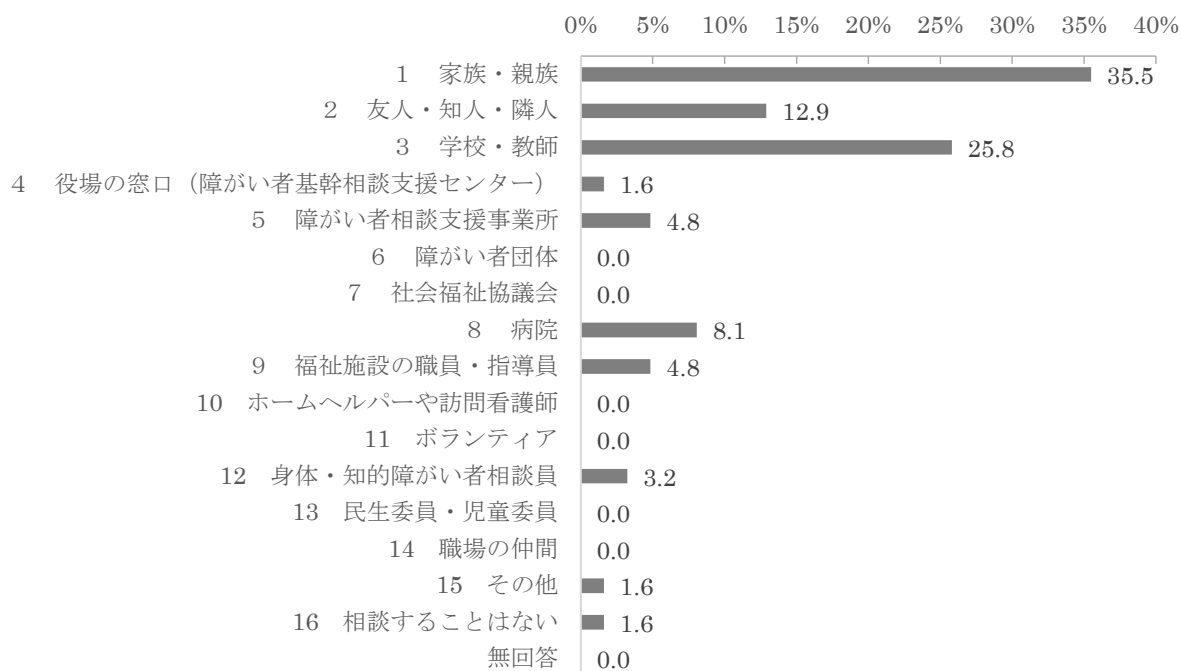
### ⑤困った時の主な相談先（複数回答）

困った時の主な相談先においては、「家族・親族」が38.2%と最も多く、次いで「病院」が16.4%、「友人・知人・隣人」が10.2%などとなっています。

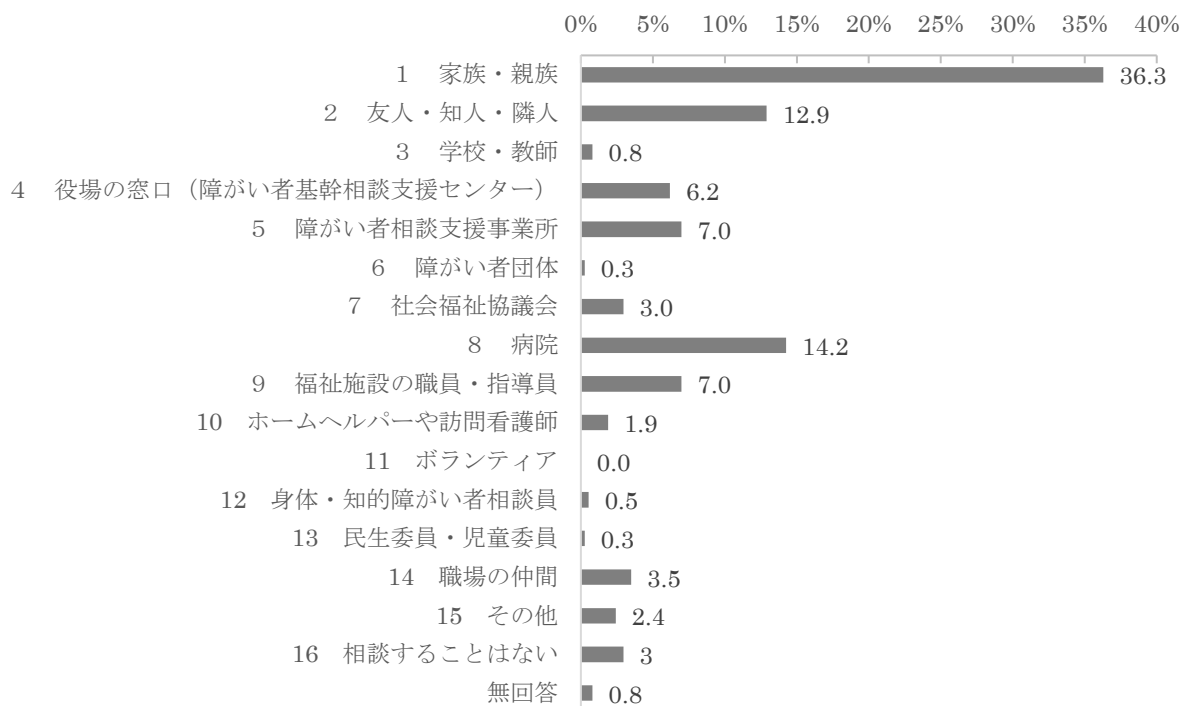
年齢別でみると、どの年齢においても、家族・親族が最も多くなっています。次に多いのは、18歳未満では「学校・教師」が25.8%となっていますが、18歳以上については、「病院」が、18歳～64歳で14.2%、65歳以上で19.2%となっており、「病院」が多くなっています。



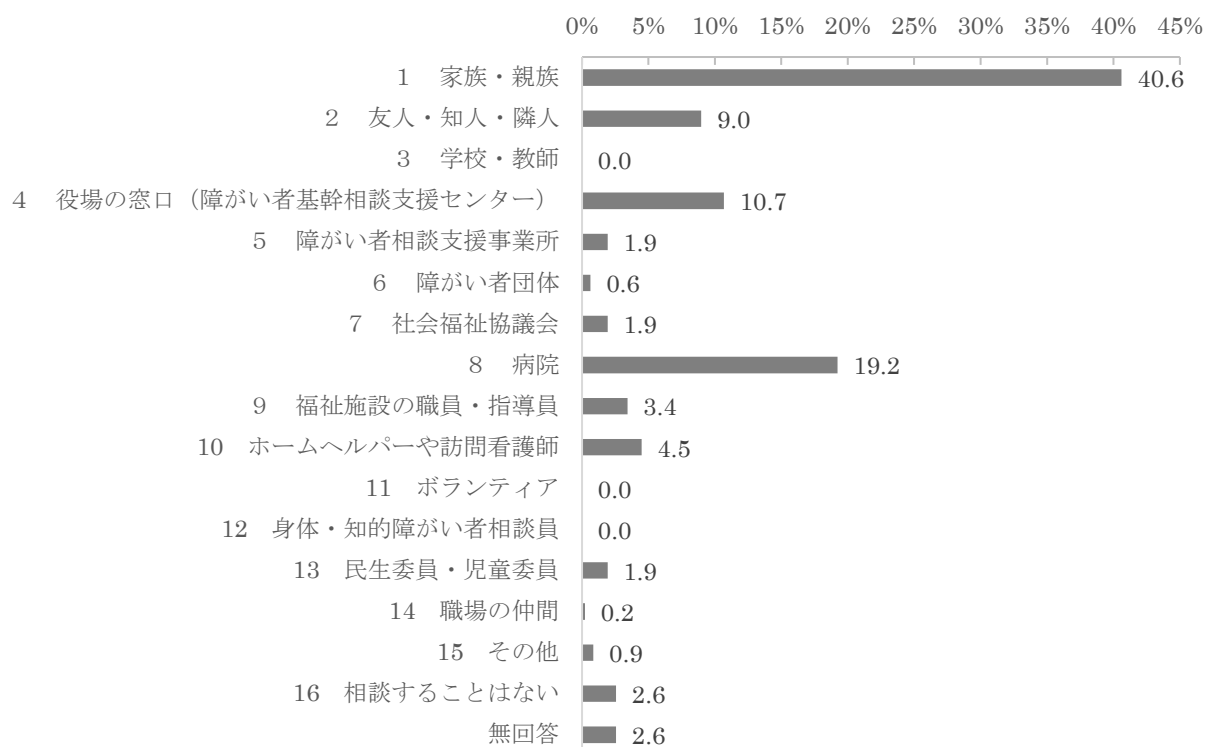
障がい児（18歳未満）（n=62）



障がい者（18～64歳）（n=372）

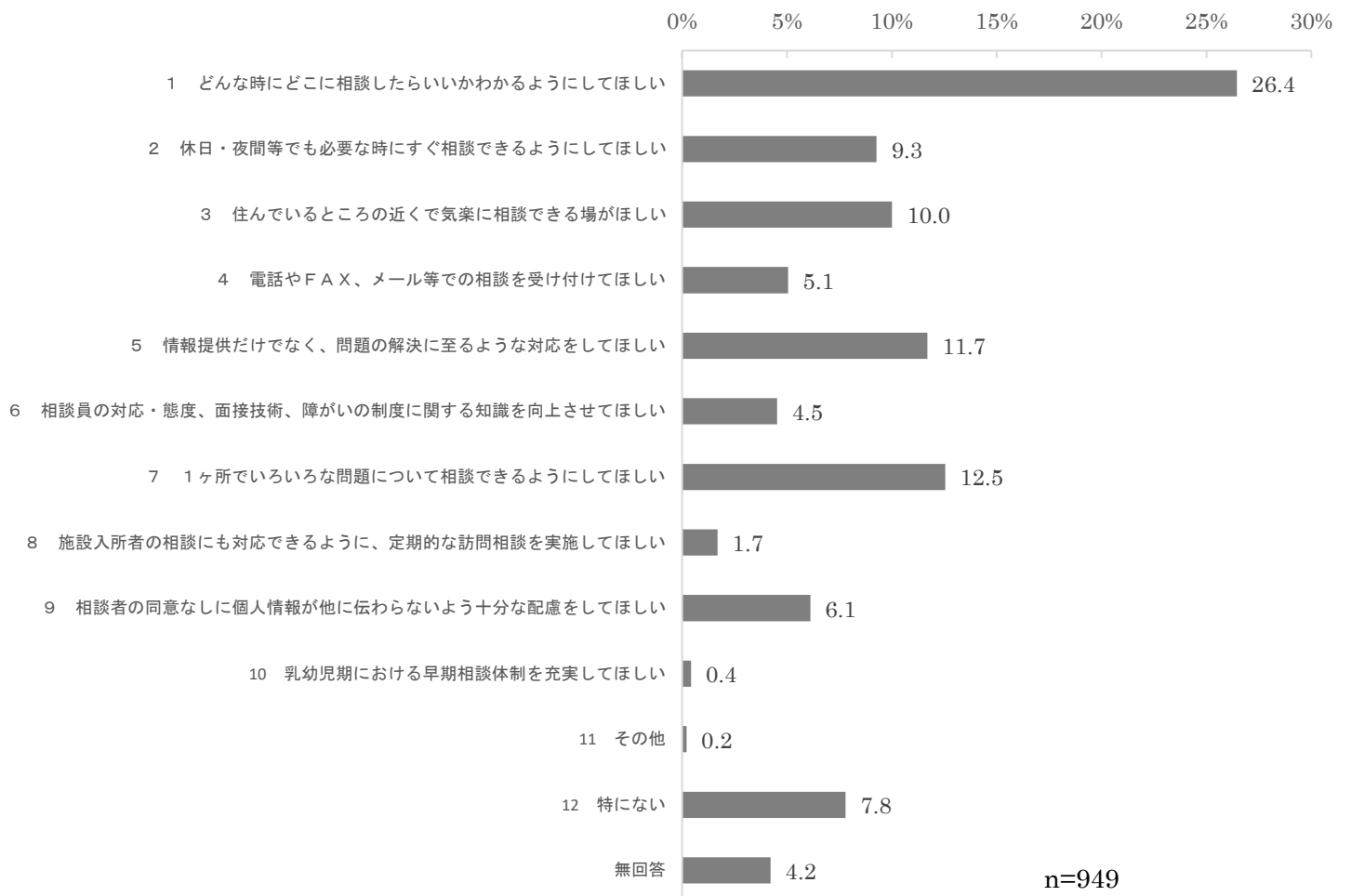


障がい者（65歳以上）（n=468）



## ⑥福祉や生活に関する相談体制に希望すること（複数回答）

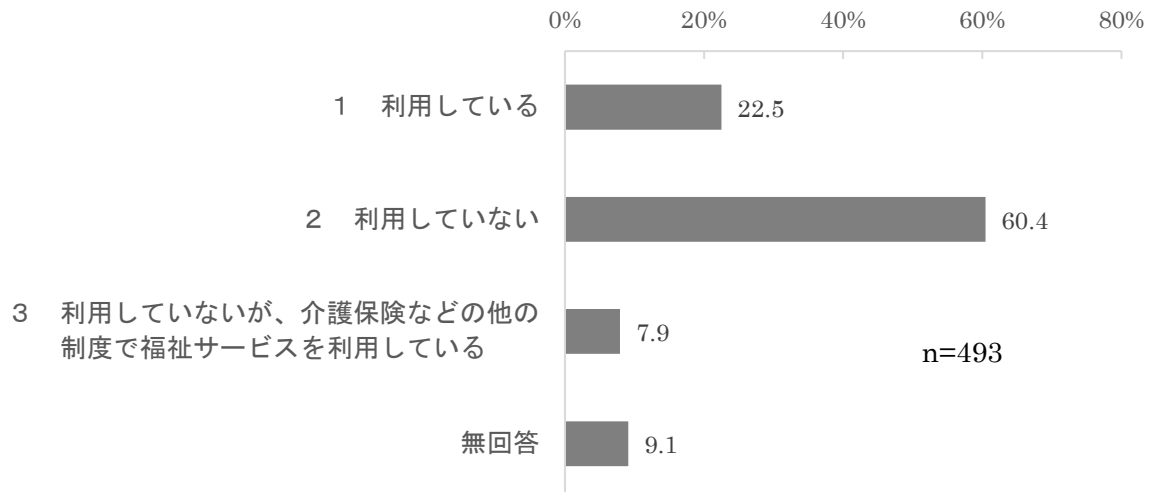
福祉や生活に関する相談体制に希望することにおいては、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が26.4%と最も多く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が12.5%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が11.7%などとなっています。



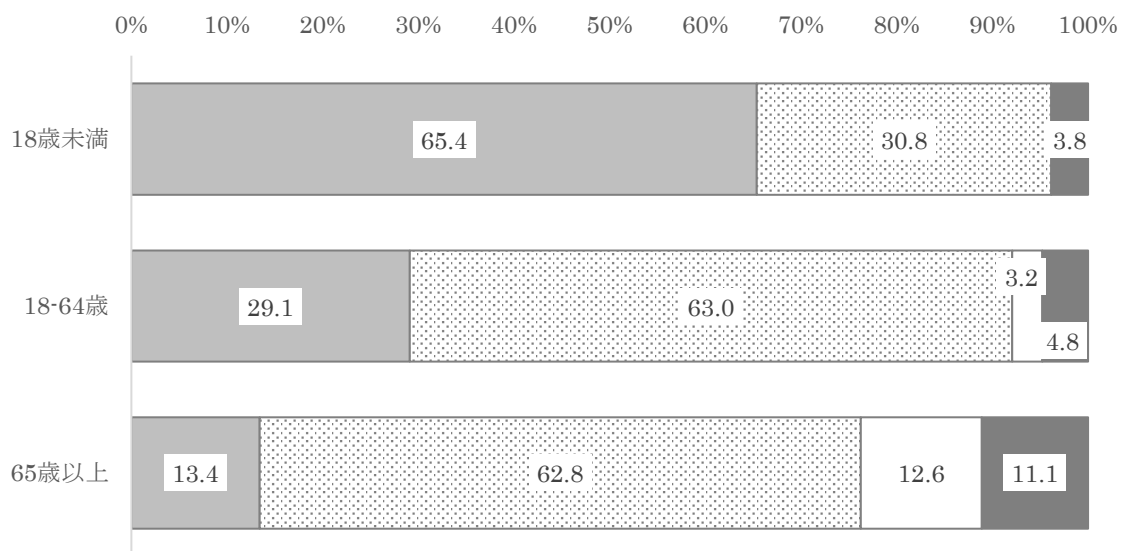
### ⑦現在の障害福祉サービスの利用状況（単数回答）

現在の障害福祉サービスの利用状況においては、「利用している」が22.5%、「利用していない」が60.4%、「利用していないが、介護保険などの他の制度で福祉サービスを利用している」が7.9%となっています。

年齢3区分で見ると、障がい児（18歳未満）では「利用している」が65.4%と最も多くなっています。



〈年齢3区分〉

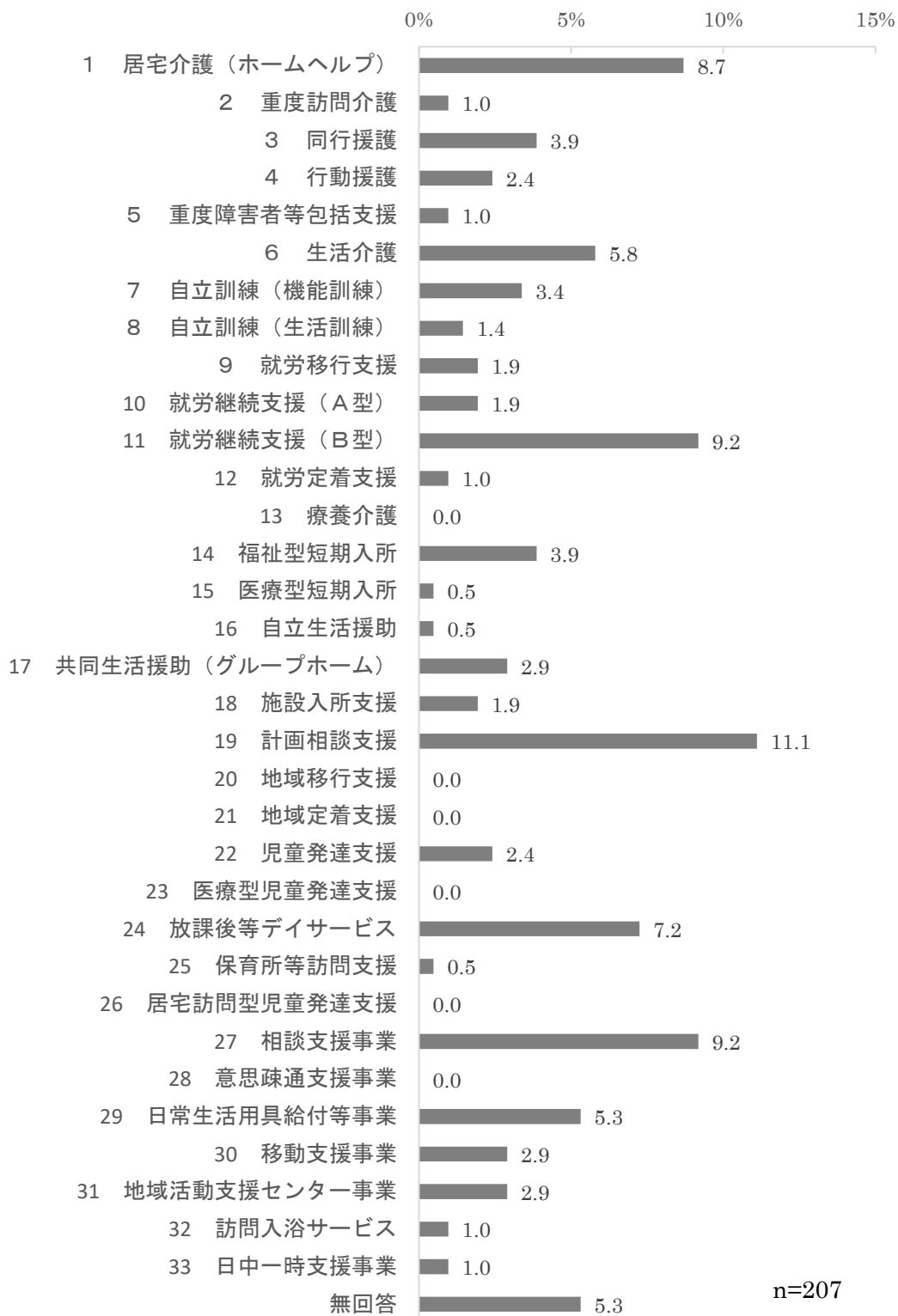


- 1 利用している
- ▨ 2 利用していない
- 3 利用していないが、介護保険などの他の制度で福祉サービスを利用している
- 無回答

## 利用していると回答した方のみ

### ⑧現在利用しているサービス（複数回答）

現在利用しているサービスにおいては、「計画相談支援」が11.1%と最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」と「相談支援事業」が9.2%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が8.7%、「放課後等デイサービス」が7.2%などとなっています。

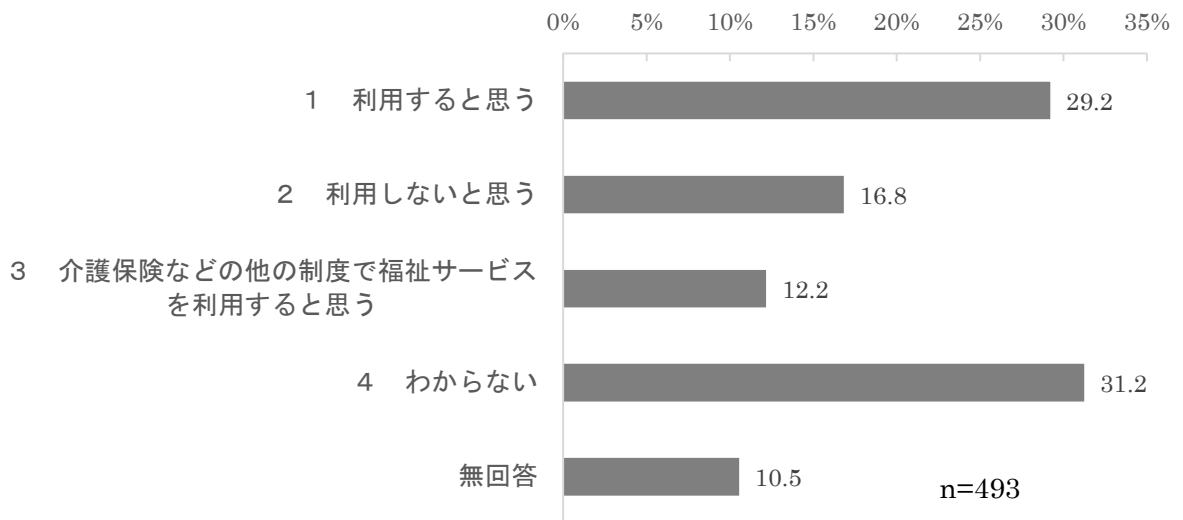




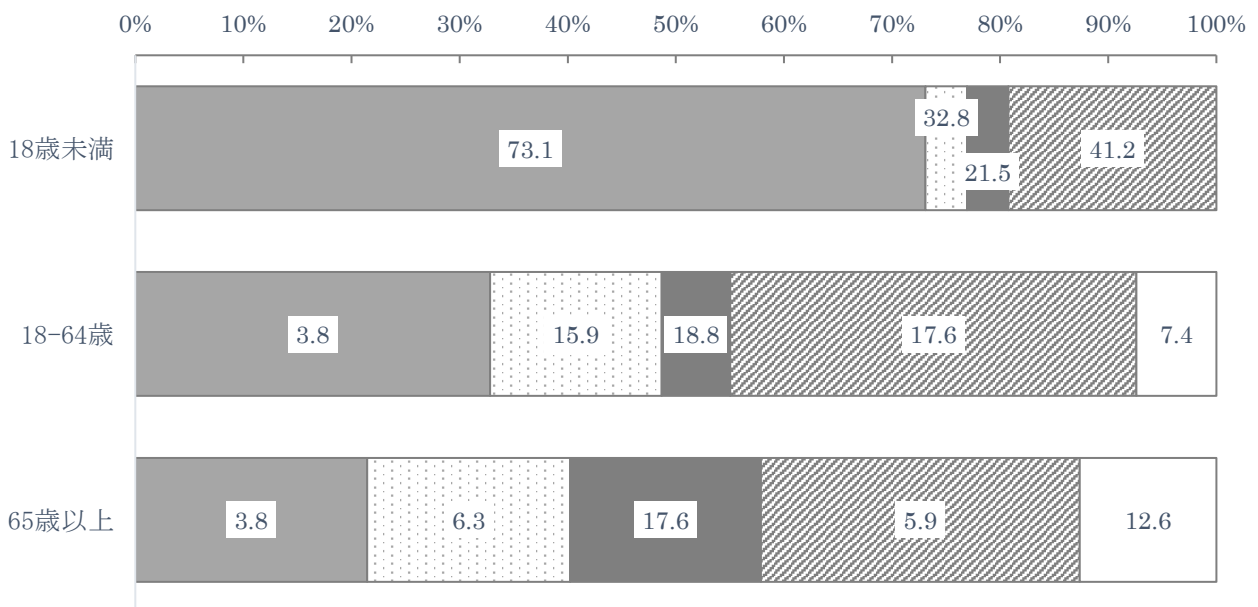
### ⑨今後の障害福祉サービスの利用希望（単数回答）

今後の障害福祉サービスの利用希望においては、「利用すると思う」が29.2%、「利用しないと思う」が16.8%、「介護保険などの他の制度で福祉サービスを利用すると思う」が12.2%、「わからない」が31.2%となっています。

年齢3区分でみると、障がい児（18歳未満）では「利用すると思う」が73.1%と、他の年齢区分に比べて多くなっています。



〈年齢3区分〉



- 1 利用すると思う
- 2 利用しないと思う
- 3 介護保険などの他の制度で福祉サービスを利用すると思う
- ▨ 4 わからない
- 無回答

利用すると思うと回答した方のみ

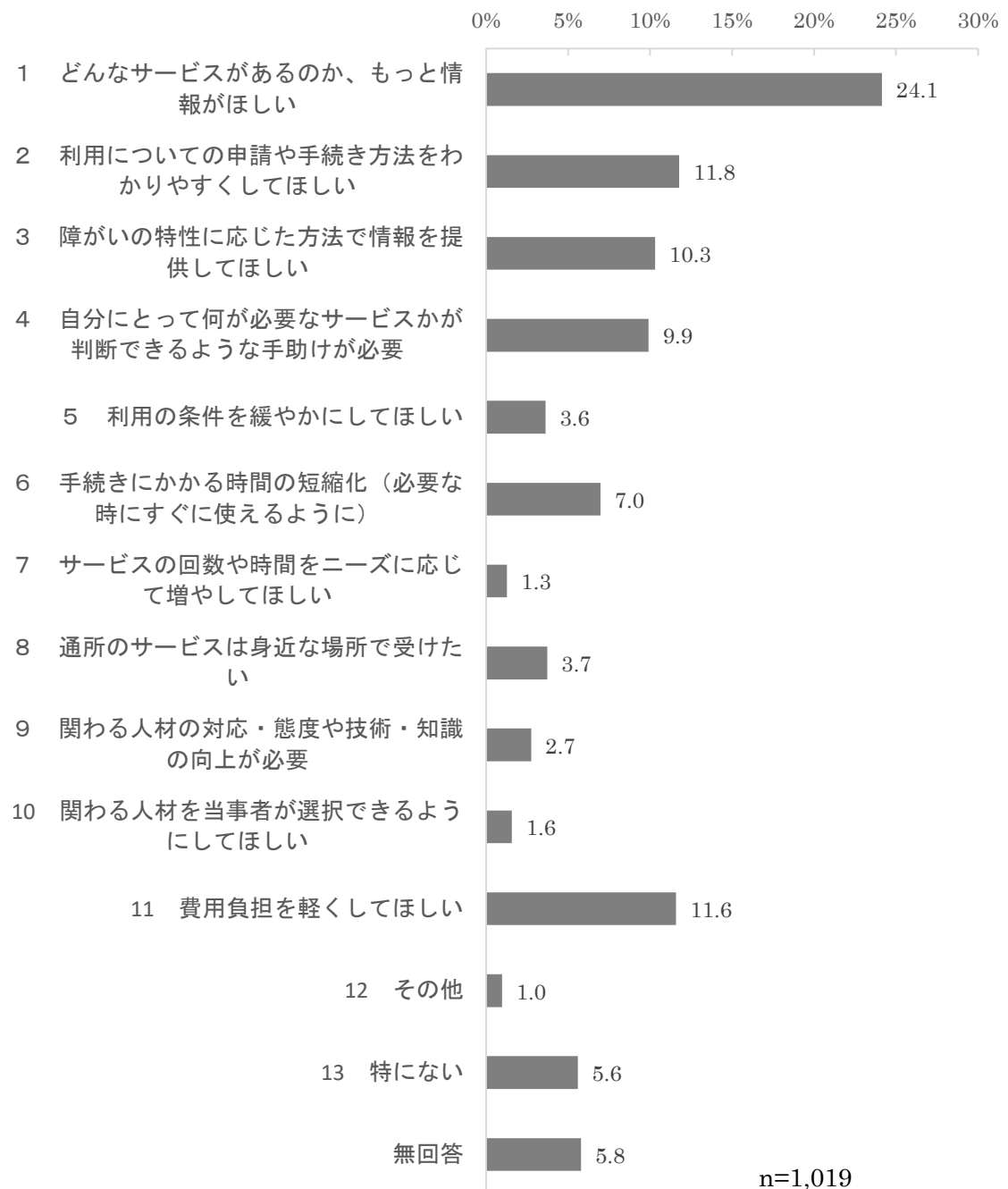
⑩今後利用したいサービス（複数回答）

今後利用したいサービスにおいては、「居宅介護（ホームヘルプ）」が9.8%と最も多く、次いで「相談支援事業」が7.0%、「生活介護」が6.3%などとなっています。



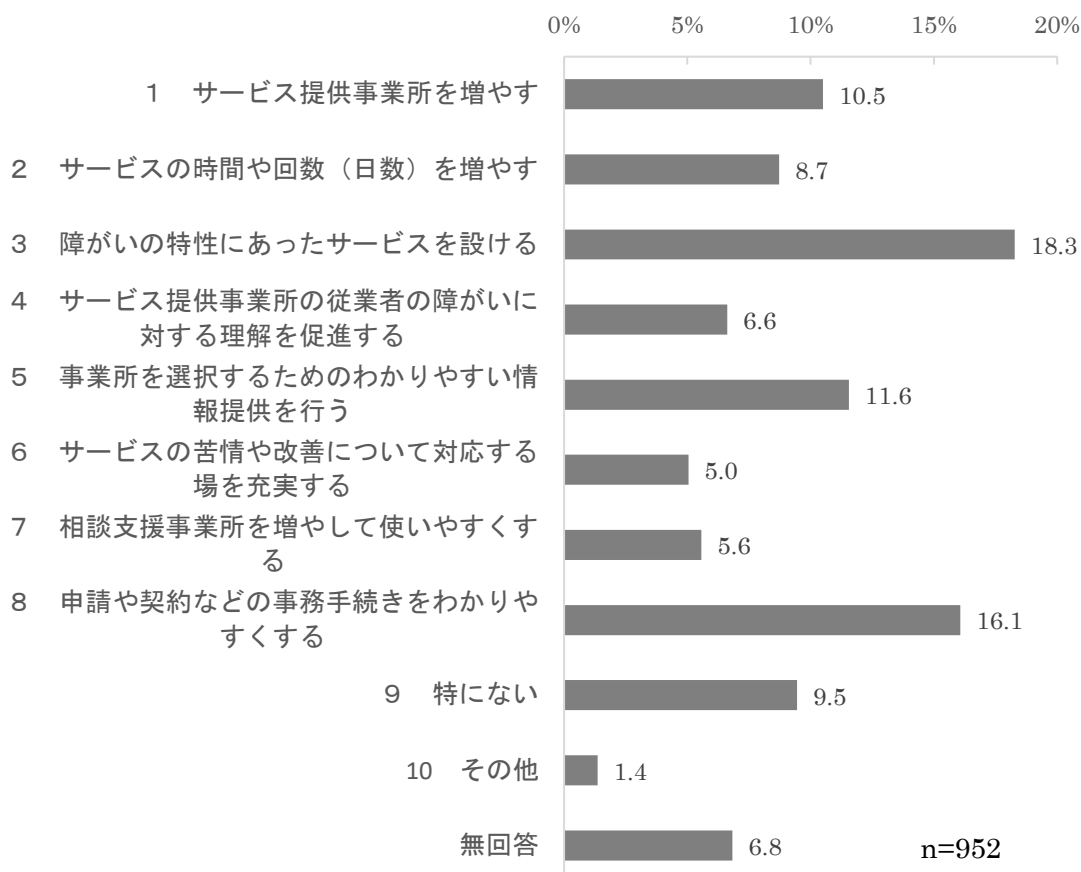
⑪障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること（複数回答）

障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することにおいては、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が24.1%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が11.8%、「費用負担を軽くしてほしい」が11.6%などとなっています。



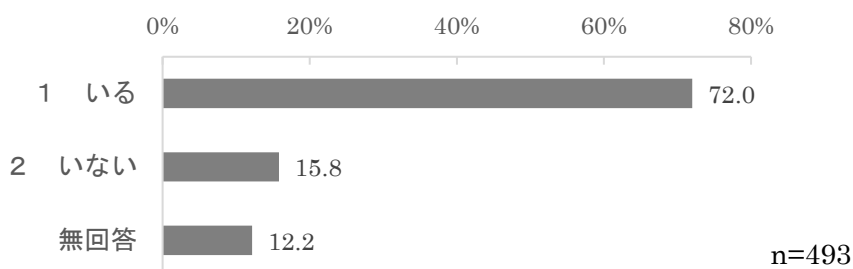
⑫自宅や通所施設等でのサービスをより良いものとし、生活を充実させるために必要だと思うこと（複数回答）

自宅や通所施設等でのサービスをより良いものとし、生活を充実させるために必要だと思うことにおいては、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が18.3%と最も多く、次いで「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」が16.1%、「事業所を選択するためのわかりやすい情報提供を行う」が11.6%などとなっています。



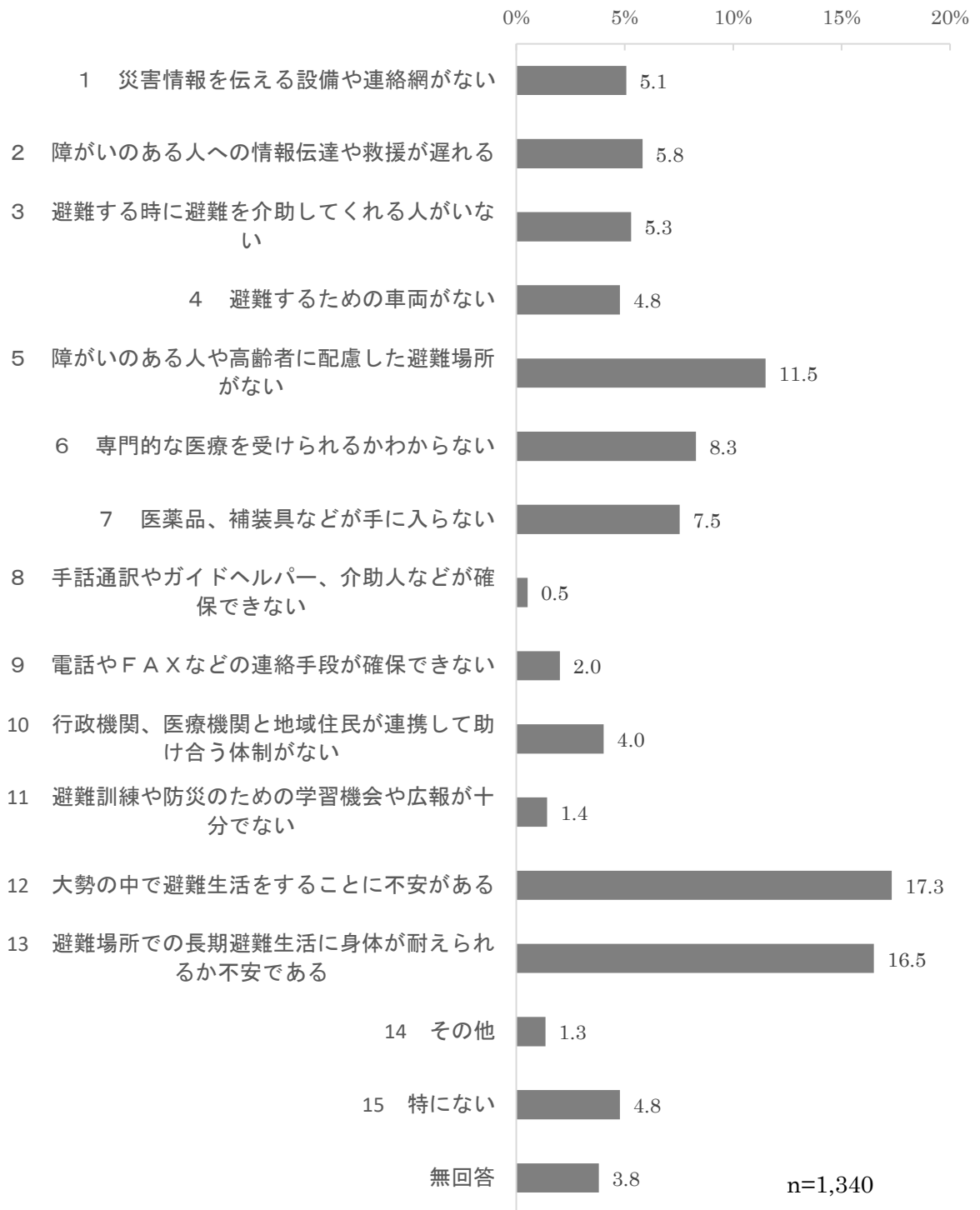
⑬緊急時や災害時に手助けをしてくれる人の有無（単数回答）

緊急時や災害時に手助けをしてくれる人の有無においては、「いる」が72.0%、「いない」が15.8%となっています。



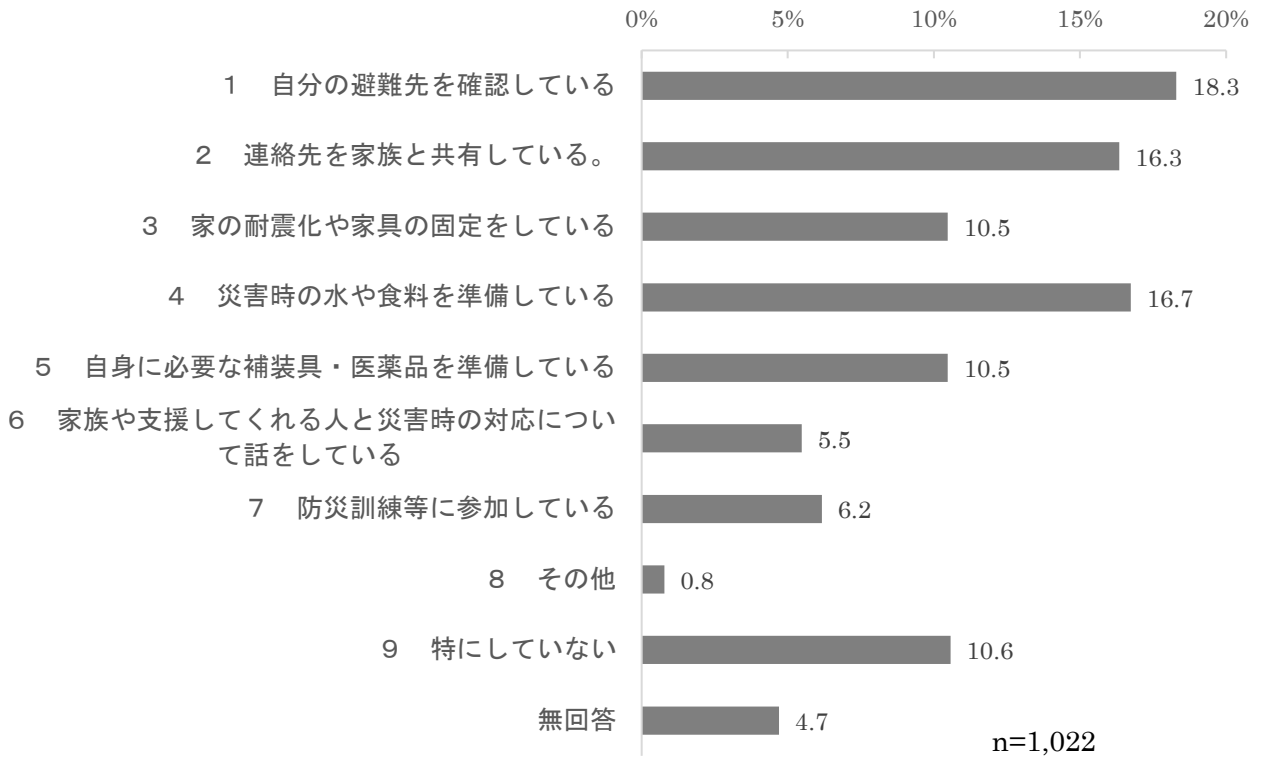
#### ⑭災害時を想定した場合に不安なこと（複数回答）

災害時を想定した場合に不安なことにおいては、「大勢の中で避難生活をするに不安がある」が17.3%と最も多く、次いで「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が16.5%、「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所がない」が11.5%などとなっています。

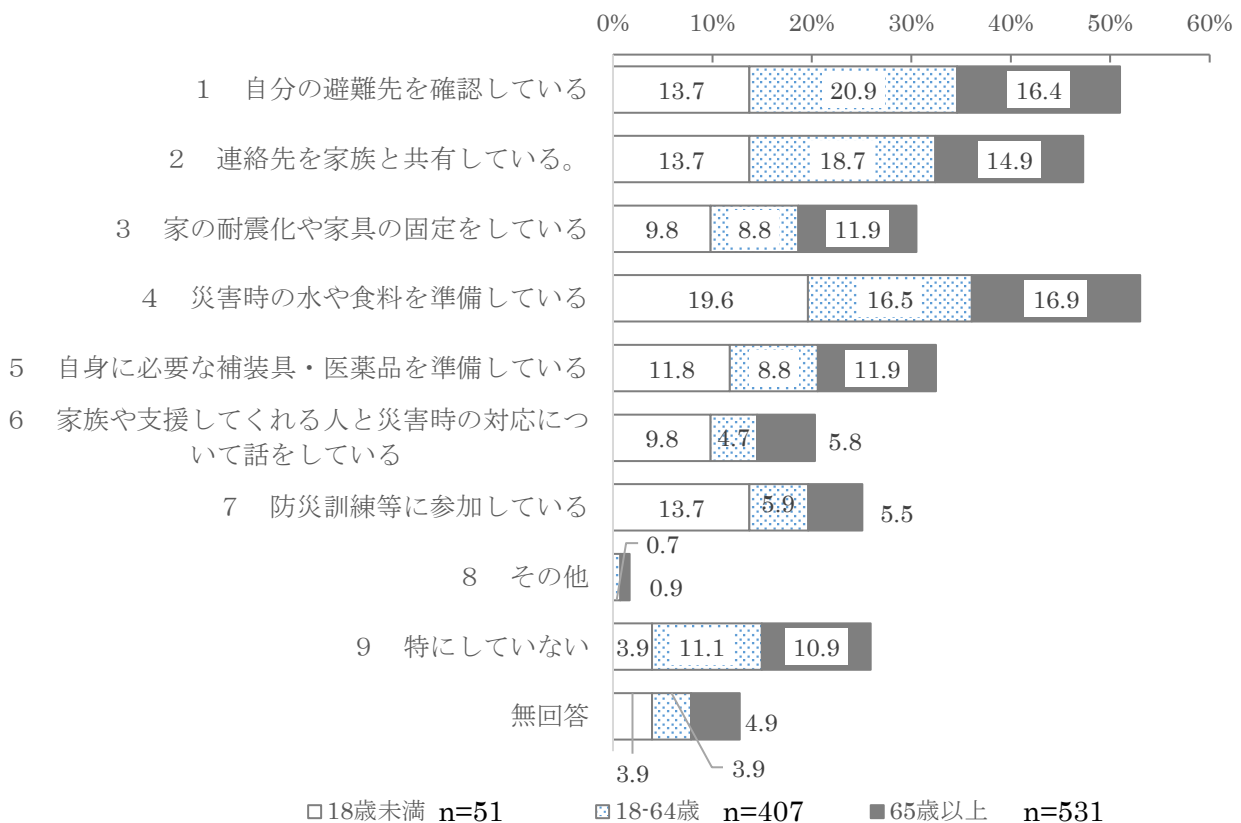


### ⑮災害時に備えた対策の状況（複数回答）

災害時に備えた対策の状況においては、「自分の避難先を確認している」が18.3%と最も多く、次いで「災害時の水や食料を準備している」が16.7%、「連絡先を家族と共有している」が16.3%、などとなっています。



〈年齢3区分〉



## (4) 調査結果のまとめ

### ① 障がいのある人とその家族の高齢化対策

本町の人口は、2018年度（平成30年度）から786人減少し、2022年度（令和4年度）に31,820人となっており、微減傾向にあります。身体障害者手帳の所持者は、2018年度（平成30年度）から70人増加し、2022年度（令和4年度）は1,444人となっており、障がい者の割合が増加していることがうかがえます。

また、障がいのある人の主な介助者は「配偶者」が31.8%、「親」が16.4%、「子ども・孫」が10.1%などとなっており、自宅暮らしの障がいのある人においては、身近な家族による介助が大多数を占めていますが、現在の主な介助者から支援を受けられなくなった場合については、「家族の中の他の人に支援されたい」が32.1%、「ヘルパーなどの支援により自宅で暮らしたい」が27.2%などとなっており「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を途切れなく提供できる体制の確立について計画的に推進していく必要が求められています。

### ② 障がいのある人の地域生活への支援

今後暮らしたい場所においては、回答者の68.8%が「家族と一緒に暮らしたい」と答え、施設や病院への入所・入院を視野に入れている人は少ないことがわかります。

また、生活を充実させるために必要だと思うことについては、18.3%が障がいの特性にあったサービスを設けることを挙げています。このことから、訪問系サービスを中心とした福祉サービスの提供体制の確保や、申請などの事務手続きをわかりやすくするために相談支援体制を充実させていくことが必要となります。



### ③ 災害対策の推進

急病などの緊急時や地震・台風などの災害時に手助けをしてくれる人の有無においては「いる」が72.0%、「いない」が15.8%となっており、手助けをしてくれる人がいる人が多数を占めているが、災害時に不安なことでは「大勢の中での避難生活をするに不安がある」が17.3%、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が16.5%となっており、避難生活に対する対策とともに、福祉避難所の確保及び早期開設が求められています。

また、過去の震災において障がいのある人・高齢者の逃げ遅れや孤立化が問題視されており、各自治体での個別避難計画の作成が推奨されていますが、作成においては対象となる障がいのある人の個人情報の収集が課題となっており、今回の調査においては連絡先等の情報提供について「提供済み」と回答したのは16.2%に留まっています。

ただし、提供状況については47.5%が「わからない」と回答しており、自治体への各種申請や登録によって自身の情報提供の状況を正確に把握していない人が大多数を占めている可能性があるため、窓口利用者等に対して逐一安否確認の重要性と情報提供を呼び掛ける必要があります。

### ④ 障害福祉サービスの利用促進

現在利用しているサービスについては、“障がい児（18歳未満）”で「放課後等デイサービス」が37.5%、“障がい者（18～64歳）”で「就労継続支援（B型）」が16.7%、“障がい者（65歳以上）”で「居宅介護」が16.7%と、各年齢層で特に必要とされるものを中心に様々なサービスの利用実績がありました。

今後の利用意向については“障がい児（18歳未満）”で「放課後等デイサービス」を希望する割合が多く、“障がい者（18～64歳）”で「就労継続支援B型」、「障がい者（65歳以上）」で「生活介護」を希望する割合が高くなっていることから、日中の利用できるサービスについて利用を検討していることがうかがえます。

障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することは、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」ことを一番にあげていることから、対象者に向けた周知と利用案内を一層充実させる必要があります。





## 計画の基本方針

### 1 計画の基本方針

#### (1) 計画の趣旨

本町が目指す将来都市像「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」(第5次清水町総合計画)を実現していくためには、障がい者やその家族からの相談や要望に応じ、必要な援助を行うとともに、地域生活支援の促進を図ることが求められています。

「第5次清水町障害者計画」では、障害者基本法の理念に基づき『地域住民の協働と共生による福祉のまちづくり』を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し取り組んでいます。

「第7期清水町障害福祉計画・第3期清水町障害児福祉計画」においても、本町の総合計画の考え方に呼応するとともに、「第5次清水町障害者計画」で掲げた基本理念を踏襲し、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の基本指針に掲げる基本的理念に配慮して計画を策定します。

#### (2) 計画の基本理念

##### 【基本理念】

##### 『地域住民の協働と共生による福祉のまちづくり』

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次にあげる点に配慮して総合的な障害福祉計画等を策定します。

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別や程度を問わず、地域全体で支援する一元的な支援体制の構築
- (3) 地域生活への移行や継続、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

### (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、町が提供するサービス内容は以下の体系図のとおりです。

障害者総合支援法の一部改正（令和6年4月施行）により、居住系サービスの一つとして、「就労選択支援」が創設されました。

■障害福祉サービス（自立支援給付）	
① 訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> </ul>
② 日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 短期入所（福祉型・医療型）</li> <li>・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li> <li>・ 就労継続支援（A型・B型）</li> <li>・ 就労選択支援</li> <li>・ 療養介護</li> </ul>
③ 居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・ 施設入所支援</li> </ul>
■相談支援	
① 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援</li> <li>・ 地域定着支援</li> <li>・ 地域移行支援</li> </ul>
■地域生活支援事業	
① 必須事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解促進研修・啓発事業</li> <li>・ 相談支援事業</li> <li>・ 成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>・ 日常生活用具給付等事業</li> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ 自発的活動支援事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> <li>・ 意思疎通支援事業</li> <li>・ 手話奉仕員養成研修事業</li> <li>・ 地域活動支援センター事業</li> </ul>
② 任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 訪問入浴サービス事業</li> </ul>
■障害児通所支援（児童福祉法に基づく給付）	
① 障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> </ul>
② 障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児相談支援</li> </ul>

## 2 成果目標の設定（障害福祉計画）

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、2022 年度（令和4年度）末の施設入所者数の 5%以上削減と、2022 年度（令和4年度）末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。

本町では、2023 年度（令和5年度）に新規入所者が急増したため、2023 年度（令和5年度）からの5%以上削減を目標とします。

目 標	実績値 2022 年度(令和4年度)	目標値 2026 年度(令和8年度)
施設入所者	26 人	28 人
施設入所者の減少数	—	2 人
施設入所から地域生活へ移行する人数	—	2 人

### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいによる長期入院患者の地域生活への移行の推進については、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があることから、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進が求められています。

本町では、「清水町障害者自立支援協議会」を協議の場として位置づけ、精神に障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進しています。

項 目		2024 年度 (令和6年度)	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数		4 回	4 回	4 回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		4 回	4 回	4 回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	1 人	1 人	1 人
	医療（精神科）	1 人	1 人	1 人
	医療（精神科以外）	1 人	1 人	1 人
	福祉	8 人	8 人	8 人
	当事者	1 人	1 人	1 人
	家族	2 人	2 人	2 人
	その他	3 人	3 人	3 人

### (3) 地域生活支援拠点の充実

国の指針では、「地域生活支援拠点等」を2026年度（令和8年度）末までに最低1か所以上整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本としています。

本町では、2021年度（令和3年度）に支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業等が分担して行う「面的整備型」の地域支援拠点等を整備しており、その検証・検討を本町自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援拠点専門部会」において行っています。

引き続き検証・検討を行うと共に、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握及び支援体制の構築に努めます。

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
地域生活支援拠点等を整備	1か所（設置済み）面的整備の継続		
コーディネーターの配置人数	0	0	1
地域生活支援拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	3回	3回	3回

### (4) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の指針では、2026年度（令和8年度）までに、各市町又は圏域においてその状況や支援ニーズを把握し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

本町は、周辺市町及び関係機関と連携し、情報共有を行い、支援体制の整備に向けた方策を検討していきます。

## (5) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、2026年度（令和8年度）一般就労への移行者数を、以下のとおりとすることを基本としています。

- ①2026年度（令和8年度）までに2021年度（令和3年度）実績の1.31倍以上が就労移行支援から一般就労へ移行
- ②2026年度（令和8年度）までに2021年度（令和3年度）実績の1.29倍以上が就労継続支援A型から一般就労へ移行
- ③2026年度（令和8年度）までに2021年度（令和3年度）実績の1.31倍以上が就労継続支援B型から一般就労へ移行
- ④2026年度（令和8年度）までに2021年度（令和3年度）実績の1.28倍（①～③の合計）以上が福祉施設から一般就労へ移行

また、就労移行支援事業所のうち「2026年度（令和8年度）の就業定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすること」及び「2026年度（令和8年度）における就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労への移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること」を基本としています。

### 【成果目標】

#### ① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目		目標値
令和3年度における福祉施設から一般就労への移行者数の実績	就労移行支援事業所	2人
	就労継続支援A型事業所	0人
	就労継続支援B型事業所	0人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設 計	2人
令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業所	3人
	就労継続支援A型事業所	0人
	就労継続支援B型事業所	2人
	生活介護、自立訓練、その他事業所	0人
	福祉施設 計	5人

## ② 就労移行・就労定着支援事業の利用者

第6期の達成状況		数値等
令和5年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者割合	一般就労移行者数 ①	5人
	①のうち就労定着支援事業利用者数 ②	0人
	就労定着支援事業の利用者割合 ②/①	—
第7期の成果目標		数値等
令和8年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用数	令和3年度の就労定着支援利用者数 ①	4人
	①のうち1.41倍以上	6人
	令和8年度の就労定着支援利用者数	6人

## ③ 就労移行支援・就労定着支援事業の就労定着率

現状の把握		数値等
令和4年度末における就労移行支援事業所の数等	指定事業所数 ①	1
	①のうち一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数 ②	0
	②の事業所割合	0.000
令和4年度末における就労定着支援事業の数等	指定事業所数 ①	0
	①のうち就労定着率(※)7割以上の事業所数②	0
	②の事業所割合	—
第7期の成果目標		数値等
令和8年度末における就労移行支援事業所の数等	指定事業所数 ①	1
	①のうち一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数 ②	0
	②の事業所割合	0.000
令和8年度末における就労定着支援事業の数等	指定事業所数 ①	0
	①のうち就労定着率(※)7割以上の事業所数②	0
	②の事業所割合	—

(※) 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では2026年度（令和8年度）までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること及び、協議会において、個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

本町では、2019年度（令和元年度）に基幹相談支援センターを直営で設置しており、さらなる機能強化を図ります。

### 【成果目標】

項目	2026年度(令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済み

### 【活動指標】

項目	考え方		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が、相談者に対して随時対応		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	12回	12回	12回
	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が、月1回開催する相談支援事業所連絡会で各項目について取り組む		
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が、月1回開催する相談支援事業所連絡会で各項目について取り組む		
地域の相談支援機関との連携強化の取組			
協議会における個別事例の検討と地域のサービスの開発・改善	4回	4回	4回
	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が、月1回開催する相談支援事業所連絡会で各項目について取り組む		

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

国の指針では、2026年度（令和8年度）都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本町においては、県が実施する研修等を引き続き活用し、障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識の理解・習得を図ります。

### 【成果目標】

項目	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制を構築済

### 【活動指標】

項目	考え方		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
相談支援従事者初任者研修の参加人数	2人	2人	2人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	2人	2人	2人
市町職員への周知、意識付け、配慮等の取組の具体	担当係に異動した職員には研修に参加するよう勧める		
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	近隣の市町との連絡会で共有する体制は構築済		
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数	2024年度 (令和6年度) 12回	2025年度 (令和7年度) 12回	2026年度 (令和8年度) 12回



### 3 成果目標の設定（障害児福祉計画）

#### （1）障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では2026年度（令和8年度）を目標年度として、下記の体制について成果目標を設定します。

- ①児童発達支援センターの設置を、各市町村に少なくとも1箇所以上設置。
- ②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築。
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村及び圏域に1箇所以上確保。
- ④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置。

#### 【成果目標】

項目	2026年度(令和8年度)
児童発達支援センターの設置	近隣市町と共同で設置済み
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	検討する
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み（2か所）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み（2か所）

#### 【活動目標】

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
児童発達支援の利用児童数（利用人数）	58 (620)	62 (664)	66 (708)
放課後等デイサービスの利用児童数（利用人数）	99 (1,315)	101 (1,341)	103 (1,367)
保育所等訪問支援の利用児童数（利用人数）	5 (8)	6 (10)	7 (12)
訪問型児童発達支援の利用児童数（利用人数）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援の利用児童数	183	190	196
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	2	2	2

## (2) 発達障がい者等に対する支援

国の指針では発達障がいの早期発見・早期支援に向けた体制の整備を求めています。

本町は、前計画に引き続き、周辺市町及び関係機関と連携し、保護者が子供の発達障がいの特性を理解するために必要な知識を身に付け、適切な対応ができる環境の整備の推進について、国や県の動向に注視して対応を検討します。

### ①保護者向け支援プログラム

- ・ペアレントプログラムは、育児に不安を感じる保護者、親同士の仲間関係を築くことができずに悩んでいる方を効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
- ・主に地域の保育士・保健師や子育て経験のある住民によって実施され、障がいのある児童やその保護者に限定せず、様々な悩みを持つ保護者をつなげることが期待されています。

### ②ペアレントメンターの養成

- ・障がい児支援におけるペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
- ・同じような発達障がいのある児童やその保護者に対して、専門家とは異なる視点でのサポートや地域資源に関する情報提供が可能であり、状況に応じてペアレントトレーニングを主導する立場となります。

### ③ピアサポートの活動への参加

- ・ピアサポートとは障がいに限らず、疾病や事故等様々な共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動です。地域共生社会における“我が事・丸ごと”にも通じる理念に基づく活動で、支援の現場において、より広く関係者の繋がりを生み出すことが期待されます。

#### 【活動目標】

項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
保護者向け支援プログラムの受講者数	—	—	—
ペアレントメンターの人数	—	—	—
ピアサポートの活動への参加人数	—	—	—



## 第4章

# サービス見込量と見込量確保のための方策

## 1 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいがあり移動に著しい困難を有する人に対し、移動時や外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に、行動時の危険を回避するために必要な支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

### 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの実績を基に、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しています。

#### 訪問系サービスの見込量（1月当たり）

サービス名	2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
	時間	人	時間	人	時間	人
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	1,343	43	1,360	44	1,405	47

## サービス量確保の方策

- ・障がい者等が在宅での生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスの提供基盤を確保するために、これらサービス事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うことなどして、多様な事業者の新規参入を働きかけます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立訓練（機能訓練）：身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体的リハビリや歩行訓練、家事等の訓練を行います。 自立訓練（生活訓練）：知的または精神的に障がいのある人を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
就労選択支援	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事を探し、関係機関との橋渡しを担うサービス
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 A型：雇成型一般企業での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。 B型：一般企業等での就労が困難な障がい者で、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上を図る支援を実施します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に、一定期間にわたり、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がい者に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護者が病気等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障がい者に対して、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 福祉型：障害者支援施設等において実施。 医療型：病院、診療所、介護老人保健施設において実施。

## 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの実績を基に、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業者の動向、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して算出しています。

日中活動系サービスについては、障がい者の就労・自立を促す重要なサービスであり、就労系サービスの利用は増加しています。

### 日中系サービスの見込量（1月当たり）

サービス名	2024年度 （令和6年度）		2025年度 （令和7年度）		2026年度 （令和8年度）	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	971	50	991	51	1,011	52
自立訓練 （機能訓練）	20	1	20	1	20	1
自立訓練 （生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	195	10	255	11	315	12
就労継続支援 （A型）	572	28	652	32	732	36
就労継続支援 （B型）	1,519	93	1,569	96	1,619	99
就労定着支援	—	3	—	3	—	4
療養介護	—	1	—	1	—	1
短期入所 （福祉型）	35	7	40	8	45	9
短期入所 （医療型）	2	1	4	2	4	2

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」

## サービス量確保の方策

- 利用者がサービス内容を理解しやすいように、サービス内容に関する周知に努めます。また、福祉施設、事業者等と連携を図り、多様な日中活動系サービスが確保できるよう努めます。
- 町内や近隣市町の障害福祉サービス等提供施設などを紹介し、利用者が自ら施設を選べる情報提供の推進に努めます。
- 就労継続支援等のサービスについては、就労機会の拡充に向け、町内の事業者をはじめ、県、近隣市町などと連携しながら、ジョブコーチの活用を含め就労支援の強化に努めます。
- 就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。

### (3) 居宅系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた又は医療機関に入院していた障がい者等に対し、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先、その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	施設に入所している障がい者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの実績を基に、障がい者等のニーズや施設入所の待機者数等を勘案して算出しています。

#### 居住系サービスの見込量（1月当たり）

サービス名	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）
	利用量	利用量	利用量
	人	人	人
自立生活援助	-	-	-
共同生活援助（グループホーム）	35	35	36
うち精神障がい者数	10	10	10
施設入所支援	30	28	28

#### サービス量確保の方策

- ・福祉施設、事業者等と連携を図り、利用者にあったサービス提供が確保できるよう努めます。
- ・町内や近隣市町の居住系施設などを紹介し、利用者が自ら施設を選べる情報提供の推進に努めます。

## (4) 相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や病院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、住居の確保等、必要な相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や相談支援を行います。

### 見込量算出の考え方

相談支援のサービスの見込量については、これまでの利用実績を基に、障がい者のニーズや利用見込人数を勘案し算出しています。

相談支援の見込量（1月当たり）

サービス名	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
	利用量	利用量	利用量
	人	人	人
計画相談支援	244	254	264
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

### サービス量確保の方策

- ・県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。また、全サービス決定者への計画相談支援の継続に努めます。
- ・指定相談事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
- ・適切なケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援を実施します。
- ・自立支援協議会を活用し、地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障がいのある人に係る計画に対し幅広い意見を反映させる定期的な協議を行います。

## 2 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等がその有する能力及び状態に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。地域生活支援事業とは、障がい者等の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるために「障害者週間」にあわせ、啓発活動などを行います。

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行うボランティア活動などを行う障がい者団体等の活動を支援します。

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
自発的活動支援	実施の有無	有	有	有

#### ③ 相談支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
相談支援事業	①障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する支援を行います。
	②自立支援協議会 相談支援事業等を通して、利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。



## 見込量算出の考え方

- ・障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援していきます。

### 相談支援事業の見込量

事業名		項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
相談支援事業	① 障害者相談支援事業	か所	3	3	3
	② 自立支援協議会	回	4	4	4

## サービス量確保の方策

- ・相談支援事業の充実のために、相談支援事業所(指定特定相談支援事業所等)へ委託を行い、障がい者への相談体制の確立を図ります。
- ・自立支援協議会を活用し、相談支援事業の適切な実施や地域の関係機関との連携強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障がいのある人に対し幅広い意見を反映させる定期的な協議を行います。

### ④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分で、申立てをする親族がいない等の理由により制度の利用が難しい場合には、町長が申立人となります。

また、低所得者には申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる社会福祉法人等の法人を確保できる体制の整備には、近隣市町の動向に注意し、県からの情報提供や助言を受けながら実施を検討します。

## ⑥ 意思疎通支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。

### 見込量算出の考え方

手話通訳者派遣事業については、過去の利用実績などを基に今後の利用者数を見込んで算出しています。

#### 意思疎通支援事業の見込量

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業(人)	6	6	6
	要約筆記派遣事業(人)	1	1	1

### サービス量確保の方策

- ・聴覚障がいのある人へ制度の啓発を推進します。
- ・登録通訳者、要約筆記者の確保と資質の向上に努めます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

事業名	項目	内容・実施に関する考え方
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。
	(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
	(3) 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。
	(4) 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
	(5) 排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品。
	(6) 居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

## 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの実績を基に利用者数を見込んで算出しています。

### 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名		項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
日常生活用具給付等事業	(1) 介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	2	2	2
	(2) 自立生活支援用具	給付等件数 (件)	5	5	5
	(3) 在宅療養等支援用具	給付等件数 (件)	8	8	8
	(4) 情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件)	1	1	1
	(5) 排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	195	198	200
	(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数 (件)	1	1	1

## サービス量確保の方策

- ・障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。
- ・障がいのある人のニーズにあった種目を選択できるように、利用を促進するための周知に努めます。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容・実施に関する考え方
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、手話での日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

## 見込量算出の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、過去の実績などを基に算定します。

手話奉仕員養成研修事業の見込量

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業(人)	10	10	10

サービス量確保の方策

手話奉仕員の育成を通じて、聴覚障がい者等の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め聴覚障がい者等との交流を促進します。

⑨ 移動支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、地域で自立した生活及び社会参加を促すため、外出のための必要な支援を行います。

見込量算出の考え方

2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)の実績を基に、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

移動支援事業の見込量

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
移動支援事業	実施箇所数 (か所)	20	21	22
	利用者数 (人/月)	26	28	30
	利用時間 (時間/年)	3,300	3,320	3,350

サービス量確保の方策

- ・障がいのある人の社会参加を支援するサービスとして今後も利用量の増加が見込まれるため、適切にサービスを利用できるよう努めます。
- ・事業者に対して情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- ・移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

## ⑩ 地域活動支援センター事業

事業名	内容・実施に関する考え方
地域活動支援センター事業	創作的活動等の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を実施し、障がいのある人の地域生活支援を行います。

### 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）の実績を基に、今後の利用者数の増加を見込んで算出しています。

#### 地域活動支援センター事業の見込量

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
地域活動支援センター事業	町内実施箇所数 (か所)	1	1	1
	延利用者数 (人)	90	95	95

### サービス量確保の方策

- ・障がい者の自立や社会参加を図るため、多様なニーズに沿った、柔軟な事業の実施に努めます。
- ・地域活動支援センターでの活動内容や近隣市町の施設の情報等に関して、周知していきます。

## (2) 任意事業

### ① 日中一時支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、障がいのある人を介護している家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。

#### 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）の実績を基に、利用者数を見込んで算出しています。

#### 日中一時支援事業の見込量

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
日中一時支援事業	実施箇所数 (か所)	22	23	24
	利用者数 (人/月)	17	18	19
	利用時間 (時間/年)	6,200	6,210	6,220

#### サービス量確保の方策

- ・日中一時支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

### ② 訪問入浴サービス事業

事業名	内容・実施に関する考え方
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がいのある人に、訪問入浴車による入浴サービスを提供します。

#### 見込量算出の考え方

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）の実績を基礎として、利用者数を見込んで算出しています。

### 訪問入浴サービス事業の見込量

事業名	項目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
訪問入浴 サービス事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1
	利用者数 (人/月)	2	2	2
	利用回数 (回/年)	190	190	190

#### サービス量確保の方策

- ・地域における重度身体障がいのある人等の生活を支援するために継続実施します。

### 3 障害児通所支援等

#### (1) 障害児通所支援・相談支援

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児に、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。

#### 見込量算出の考え方

地域における児童数の推移、現にサービスを利用している障がい児の数、障がい児のニーズ、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの実績を基に平均的な一人当たりの利用量等を勘案し見込量を算出しています。

#### 障害児通所、相談支援の見込量（1月当たり）

サービス名	2024年度 (令和6年度)		2025年度 (令和7年度)		2026年度 (令和8年度)	
	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
	人日	人	人日	人	人日	人
児童発達支援	620	58	664	62	708	66
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	1,315	99	1,341	101	1,367	103
保育所等訪問支援	8	5	10	6	12	7
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	—	183	—	190	—	196

※利用量の単位「人日」は「月間の利用者数」×「1人1月当たりの利用日数」



## サービス量確保の方策

- 障がい児のニーズに応じた支援の提供を図るため、放課後等デイサービスのガイドライン等の活用により障がい児と保護者に対し適切な説明を行い支援の質の向上に努めます。
- 障がいの疑いがある段階から児童本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関と連携をとり、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。
- 障がい児が 18 歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制の調整を図ります。



## 第5章

# 計画の推進にあたって

### 1 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域社会の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画については、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がい者支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

### 2 計画の推進体制の充実

清水町障害者自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

### 3 関係機関との連携

障がいのある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町村をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携をさらに図ります。

### 4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で示した各年度のサービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況の点検・評価を行い、その結果を事業や計画の見直し等に反映させていきます。

# 資料編

## 1 計画の策定経過

開催日等	内 容
2023 年（令和 5 年） 5 月 29 日	第 1 回 清水町障害者自立支援協議会 ・ 計画策定に係る概要説明 ・ 今後の予定について
2023 年（令和 5 年） 7 月 31 日	第 2 回 清水町障害者自立支援協議会 ・ 計画策定にあたり、基礎資料にすることを目的としたアンケート調査の実施について
2023 年（令和 5 年） 8 月 1 日～8 月 18 日	障害福祉に関するアンケート調査実施 調査対象者：町内在住の障害者手帳をお持ちの障がい者 928 人・障がい児 72 人、合計 1,000 人
2024 年（令和 6 年） 1 月 22 日	第 4 回 清水町障害者自立支援協議会 ・ 障害福祉に関するアンケート調査の結果について ・ 計画素案の協議 ・ 今後の予定について
2024 年（令和 6 年） 1 月 日～ 月 日	パブリックコメントの実施
2024 年（令和 6 年） 3 月 日	第 5 回 清水町障害者自立支援協議会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の最終案検討及び承認

## 2 清水町障害者自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
堀江 雅也	放課後デイサービス泉
益田 直美	社福) 清水町社会福祉協議会 清水町相談支援事業所ゆうすい
江口 加奈実	(株) インクル ドリームケアふいとくら園
大門 實	清水町身体障害者福祉会
北館 美沙依	沼津中央病院
吉川 義範	清水町民生委員・児童委員協議会
後藤 香	(社福) 清水町社会福祉協議会
鈴木 茂	(株) 富士山ドリームビレッジ 駿東ドリームビレッジ
鈴木 俊昭	(特非) にじのかけ橋
高塚 一夫	清水町手をつなぐ育成会
田中 勢知子	まごころ会 清水町支部
戸田 麻綾	静岡医療センター 療育指導室
西谷 一夫	(特非) シー・ディー・シー
山田 優	(社福) 清水町社会福祉協議会 柿田川作業所
木又 沙弥香	清水町教育委員会 教育総務課
梶浦 寛美	保健センター
岩崎 健二	清水町役場 福祉介護課

## 3 用語解説

### ア行

#### 一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などによる就労。

#### 医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

#### インクルージョン

個人が持つ特有のスキルや経験、価値観等が認められ、活用される社会の仕組み。障害の有無に関わらない共生社会の実現や障がいに対する理解促進の観点からも重要性が高まっているが、医療的ケアや合理的配慮のための人員配置、就学先の検討に向けた相談会の開催等、学校を中心とした関係機関の連携が求められる。

### カ行

#### 活動指標

計画の推進において、どのような支援及びサービスの提供を行うか等、具体的な活動内容を表す指標。障害福祉計画においては成果目標の達成または新たな支援体制の構築に向けた具体的な取組が定められることが多い。

#### 圏域

静岡県では、市町の人口規模や地域の実情、施策の内容等に応じて、地域の社会資源を有効に活用し、広域的な視点から施策を展開するために、8つの障害保健福祉圏域が設定されており、本町は駿東田方圏域（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）に属している。

## サ行

### 児童発達支援センター

障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等の支援を提供することを目的とする施設で、福祉型と医療型がある。

### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

### 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。2004年（平成16年）6月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であることを明記した。

### 障害者総合支援法

正式名は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法であり、身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。2006年（平成18年）4月に一部施行、同年10月に全面施行。2013年（平成25年）4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

### 障害者週間

期間は毎年12月3日から12月9日までの1週間で、この期間を中心に国、地方公共団体、関係団体等においては、障がいや障がい者等への関心と理解を深め、障がい者等の社会参加への意欲を高めるための啓発活動を行う。

### 自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担っている。

## 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

## 成果目標

国の指針に基づいて設定される、計画の推進における具体的な目標。行政計画においては国や県においても市町村と同様の計画が策定されるため、数値の設定は適宜協議の上、相互に整合を図ることが求められる。

## 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力に問題のある人の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。

## 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスが受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

## 夕行

### 地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

### 療育

障がい又は障がいの可能性がある児童を対象に、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、課題の解決と将来的な自立や社会参加を支援するための治療と教育を兼ねた取組を指す。

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳で、障がいの程度は、A（重度）、B（軽度）と記載される。交付を受けた人は、各種福祉サービスや相談等の支援を受けやすくなる。



第7期清水町障害福祉計画・第3期清水町障害児福祉計画

発行 2024年（令和6年）3月

発行者 清水町 福祉介護課

〒411-8650

静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の1

電話 055-981-8204

FAX 055-973-1959